

新型コロナウイルス感染症による臨時休業を踏まえ
これまでに文部科学省より発出した学習指導関連の通知等

日付	通知等の名称	概要	全文
令和2年4月10日	新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について	本資料p.2	参考資料1
令和2年4月21日	新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について	本資料p.3	参考資料2
令和2年5月1日	新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について	本資料p.4	参考資料3
令和2年5月15日	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について	本資料p.5	参考資料4
令和2年5月22日	学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～	-	参考資料5
令和2年6月1日	新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について（令和2年6月1日時点）	-	参考資料6
令和2年6月5日	新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて	-	参考資料7
	「学びの保障」総合対策パッケージ	資料5 (本体)	参考資料8 (詳細版)
令和2年6月5日	学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について	-	参考資料9

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について



新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない児童生徒 に対する学習指導

臨時休業中又は学校再開後においてやむを得ず登校できない児童生徒

学校は指導計画を踏まえながら適切な家庭学習を課し、教師の学習指導や状況把握と組み合わせて可能な限り学習を支援



指導計画を踏まえて学校が課す家庭学習

- ・教科書 ・学校が作ったプリント ・テレビ放送
- ・ICT教材や動画 ・テレビ会議システム
- などを組み合わせて活用



文部科学省において開設
家庭学習で活用できる教材や動画をまとめて掲載

+



教師による学習指導や状況把握

- ・電話の活用 ・電子メールやFAXの活用
- ・パソコンやタブレット端末等による学習履歴の確認
- ・テレビ会議システム等を活用したオンラインでの確認
- ・家庭訪問 ・登校日の設定 など
- 地域の感染状況等を踏まえ適切に判断



児童生徒が登校できるようになった後における学習指導

学校において、学習の遅れを補うため可能な限りの措置を講じるとともに、休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価



学校において可能な限りの措置を講じる

- ・補充のための授業 ・教育課程に位置付けない補習
- ・家庭学習を適切に課す など

その際、例えば以下の方法が考えられる。

- ・時間割編成の工夫 ・学校行事の精選
- ・長期休業期間の短縮 ・土曜日に授業を行う

なお、標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合でも、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされない。



教員加配や学習指導員、スクールカウンセラー等について
退職教員等の協力も得つつ追加配置

+



休業中の学校が課した家庭学習を適切に評価

- ・やむを得ず登校できなかった日数は「欠席」とはならない
- ・学校が課した家庭学習の状況や成果を学習評価に反映

休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態に備えた特例的な措置

一定の要件の下で学校が課した家庭学習の学習状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと学校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができる。（授業で扱わない場合でも、学習内容の定着が不十分な児童生徒がいる場合には、別途個別の補習、追加の家庭学習を適切に課すなどの措置を講じる。）



- ・補習やきめ細かな指導、感染防止のための少人数指導等によるサポート
- ・臨時休業等が児童生徒の不利益とならない取扱いの実施

新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について（通知）【概要】（令和2年4月21日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

1. 趣旨

「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した学習指導等の取組状況調査」の結果、児童生徒の学習支援・心身の確認状況等に自治体間に大きな差が見られたことを踏まえ、義務教育の目的や教育の機会均等の重要性に鑑み、臨時休業中においても学校や設置者が最低限取り組むべき事項等についてまとめたもの。

（高等学校等においても生徒の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、義務教育諸学校と同様の対応が求められる。）

2. 取り組むべき事項の概要

学習指導に関すること

- 各教科等において、主たる教材である教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。
- 教師が定期的に個々の児童生徒との間で電子メールや電話、郵便等を活用した学習状況の把握を行い、児童生徒の学習を支援すること。
- 平常時におけるICT活用ルールにとらわれることなく、家庭環境やセキュリティに留意しながらも、家庭のパソコンやタブレット、スマートフォン等の活用、学校の端末の持ち帰りなど、ICT環境の積極的な活用に向け、あらゆる工夫をすること。

児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関すること

- 電話等を通じ、児童生徒及び保護者との連絡を密にし、定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握すること（概ね2週間に1回程度）。特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童生徒に関しては、電話等で定期的に状況を把握すること（概ね1週間に1回以上）。

上記については、児童生徒の状況等から、対面での指導等の必要性が高い場合には、感染症対策を徹底した上で、短時間の最小限度の範囲で行うことも考えられること。

3. 臨時休業を行う場合の教職員の服務について

- 在宅勤務や時差出勤等を適切に推進しながら、児童生徒への学習指導や心のケア等の最低限取り組むべき事項については、出勤しているか在宅勤務であるかを問わず、積極的かつ速やかに取り組むこと。
- 児童生徒の学習に大きなつまずきが生じ対面での指導が求められる場合や、心身の状況に懸念が生じ正確な状況把握が必要な場合など、在宅勤務では対応が難しい場合には、例えば、個別又は極めて少人数集団での指導や家庭訪問の実施等も含め、適切に対応すること。
- 平常時のICT利用のルールにとらわれることなく、情報管理に十分配慮しつつ、学校の端末の持ち帰りや家庭の端末の利用などICT環境を最大限活用すること。

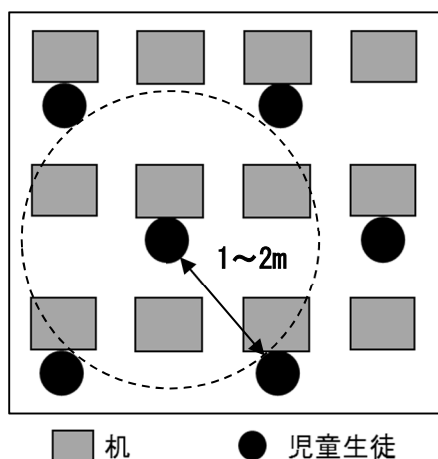
新型コロナウイルス感染症対策としての 学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（概要）

新型コロナウイルス感染症対策により学校の臨時休業が長期化する中で、「新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言」（令和2年5月1日学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会）を踏まえ、可能な限り感染リスクを低減させながら学校の教育活動を行うための学校運営上の工夫の在り方をまとめました。

1. 最終学年等を優先した休業中の登校日の設定

- ・登校の際は、感染症対策に加え、児童生徒の席の間に可能な限り身体的距離を確保。
- ・臨時休業を続けざるを得ない地域においても、感染症対策を徹底した上で分散登校日を設けることにより、段階的に学校教育活動を再開。
- ・分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な小学6年生や中学3年生等の最終学年や対面での学習支援が特に求められる小学1年生が優先的に開始できるよう配慮。
- ・特別支援学校については、障害の種類や程度等を踏まえ慎重に対応を検討。

（座席配置のイメージ）



（学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例）

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
午後	下校	家庭学習	家庭学習	下校

2. 学習指導等

- ・登校日には、調理実習や児童生徒が密集する運動等の感染の可能性が高い学習活動は行わない。
- ・児童生徒や教職員の負担に配慮しつつ、長期休業期間の短縮や土曜日の授業も検討。
- ・休業の長期化に備え、指導順序の変更など各教科等の指導計画を見直し必要な措置を実施。

3. その他の取組

- ・学校給食では、弁当方式や配膳を伴わない牛乳・パン等のみの実施を検討。
- ・学校図書館では、貸出等を行うほか児童生徒の自習スペースとして活用。
- ・教職員も基本的な感染症対策を徹底するとともに勤務形態を工夫。

4. 人的体制の確保

- ・土曜授業や分散登校等の実施に当たっては人的体制の確保が必要。校務分掌の見直し等により、教職員の勤務負担が過重とならないよう留意しつつ指導体制を確保。
- ・学校全体の指導体制も踏まえつつ、学習指導員の追加配置等を検討。退職教員や学生等の外部人材を積極的に活用。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について(通知)(令和2年5月15日)【概要】

今後、長期間にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ち、感染症対策と子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図るための基本的な考え方と取組の方向性をまとめたもの。

今後、各取組の詳細について、調整が整ったものから随時お知らせしていく。

1. 新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえでの「学びの保障」

学校・家庭・地域が連携し、あらゆる手段で、子供たちを誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障。一旦収束しても再度感染者が増加する事態等も想定し柔軟な対応が可能となるよう ICT 環境の整備を含めて準備。

「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に必要な措置を講じる。

文科省において「新しい生活様式」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成・提供予定。

基礎疾患等や保護者の意向で感染予防のため欠席する場合の配慮や虐待のリスクがある子供等は登校させて見守るなど、きめ細かく対応。

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

学校教育が協働的な学び合いの中で行われることに鑑み、臨時休業や分散登校期間中であっても、教師が児童生徒の状況を丁寧に把握し、学びを止めないよう支援。

新学習指導要領の趣旨に則り、以下の基本的な考え方に基づき教育課程を編成。

- 育成すべき資質・能力を意識して、指導内容を明確化し、指導方法を柔軟に見直す
- 「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け指導方法を工夫改善
- カリキュラム・マネジメントの実施(自治体・国はそれを支援)

具体的には、以下の取組を実施。

- 小6・中3・高3等の優先的な分散登校、学校の空き教室・社会教育施設等を活用
- 長期休業や土曜の活用、1コマ40～45分に短縮しての1日当たりのコマ数の増加
- 上記を行ってもなお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応として、特例的に

令和3～4年度までを見通した教育課程の編成を可能にする

授業を学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化
(定着が不十分な子供は個別に指導)

- 学校や家庭にあるあらゆる ICT 機器等を最大限活用(R元・2年度補正予算も活用)
- 各設置者において、各学校の教育活動に対する支援

今後、文科省において、学校において上記取組を実施するために必要な人的・物的体制の整備や教育課程編成・実施に係る助言、教科等ごとの留意点・具体的な活動例等を示す予定。

人的・物的体制の整備に当たっては、既定予算による関連事業を活用(地方創生臨時交付金も充当可能)。今後、追加の財政措置についても適宜情報提供を予定。

高校入試の出題範囲や内容、方法の適切な工夫等の配慮を実施者に依頼。